

平成29年10月13日(金)
14:00～15:00
千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

[次 第]

. 開会

. 事務局からの説明

ページ

- 1 . 「平成28年度千葉県後期高齢者医療の概況」について…… 1
- 2 . 平成30・31年度保険料率の改定について…………… 1
- 3 . 第2期保健事業実施計画（案）について …………… 3

. 閉会

< 参考資料 > …………… 4

・ 懇談会設置要綱

・ 席次表

・ 出席者名簿

・ 別冊 平成28年度千葉県後期高齢者医療の概況

・ 別冊 第2期保健事業実施計画（案）

（データヘルス計画）概要版

1. 「平成28年度千葉県後期高齢者医療の概況」について

「平成28年度千葉県後期高齢者医療の概況」により説明

2. 平成30・31年度保険料率の改定について

(1) 経過と今後の予定

- ・国からの通知に基づき、今後2回(11月・1月)の試算を行い、保険料率を確定(前回改定時は3回)
- ・9/19 保険料率の試算について(第1回)厚生労働省より依頼
報告期限 11/1 後期高齢者負担率 11.21%
- ・11/1 保険料率の試算について(第1回)報告
- ・12月下旬 保険料率の試算について(第2回)厚生労働省より依頼
診療報酬改定率 後期高齢者負担率
- ・1月 保険料率の試算について(第2回)報告
平成29年度第2回懇談会
条例改正について千葉県と協議
- ・2/14 平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
「千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」
の改正議案提出
- ・平成30年4月から新保険料率を施行予定

(2) 試算の流れ

、 、 は2年分合計の額

「費用の見込額」を算出(医療給付費総額など)

「収入の見込額」を算出(国庫・県・市町村負担金、現役世代からの支援金、
剰余金など)

「賦課総額(保険料賦課の必要額)」を算出(から を引き、保険料収納率で
割る)

「被保険者一人当たりの保険料額」を算出(を均等割分と所得割分に按分し、
被保険者数(見込み)で割るなどの計算を行う)。

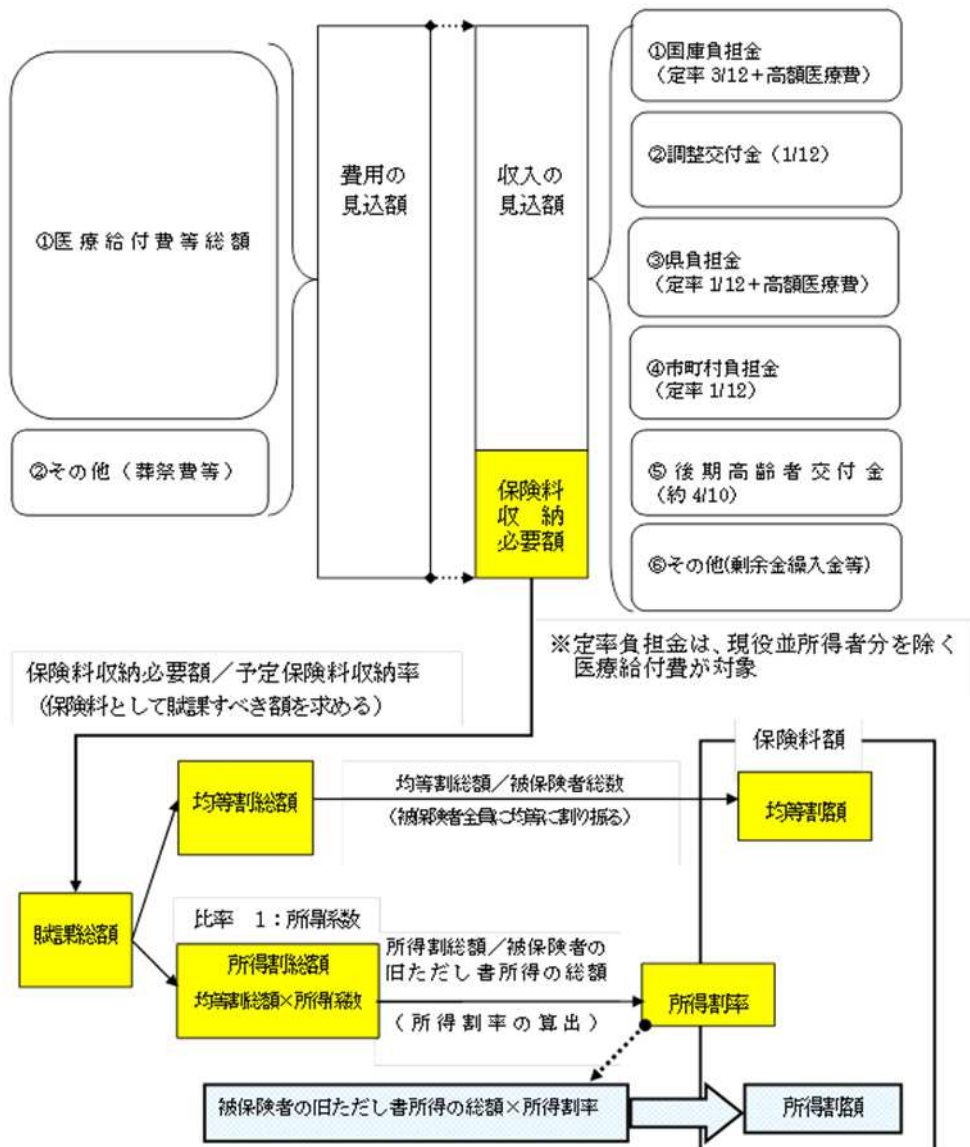
(参考)

(保険料額の推移)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	(参考)全国
均等割額	37,400円	37,400円	37,400円	38,700円	40,400円	45,334円
所得割率	7.12%	7.29%	7.29%	7.43%	7.93%	9.00%
賦課限度額	50万円	50万円	55万円	57万円	57万円	

全国の均等割額、所得割率はそれぞれ、各都道府県の単純平均です。

保険料率算定のしくみ



※所得係数=広域連合一人当り旧ただし書所得 / 全国一人当り旧ただし書所得

※旧ただし書所得=総所得金額等(*) - 33万円(基礎控除)

*総所得金額及び山林所得並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額

3. 第2期保健事業実施計画(案)について

「第2期保健事業実施計画(案)(データヘルス計画)概要版」により説明

< 参考資料 >

【千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱】

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、千葉県後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関すること。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
 - (3) 被用者保険等の医療保険者を代表する者
 - (4) その他広域連合長が必要と認める者
- 2 前項の委員の定数は、12人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総務課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

< 資料 >

【席次表】(委員 11名)

(市原市) 尾形 記録
(船橋市) 西本

(東金市) 奥田 総務 補佐		(柏市) (成田市) 橋本 石橋 資格保険料 給付管理 補佐 補佐
-------------------------	--	--

傍聴席

(松戸市) 原島 議会事務局長 兼会計室長	(千葉市) (県) 西村 布施 局次長 事務 局長	(船橋市) (市川市) 菅野 増田 資格保険料 給付管理 課長 課長
広域連合事務局		

鈴木 憲章 全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ グループ長
高木 資郎 健康保険組合連合会千葉連合会 業務部会副会長 高石 静江 千葉県老人クラブ連合会 評議員
萩野 總子 千葉市若葉区民生委員 児童委員協議会副会長 鈴木 啓二郎 千葉県シルバー人材センター 連合会副会長

石丸 美奈 千葉大学大学院 看護学研究科准教授 野尻 雅美 千葉大学看護学部 名誉教授
澤田 いつ子 千葉県看護協会 専務理事 飯嶋 久志 千葉県薬剤師会 薬事情報センター長
高原 正明 千葉県歯科医師会 副会長 佐藤 孝彦 千葉県医師会 理事

副会長	会 長
-----	-----

【出席者名簿】

区分	委員名	団体名	役職	任期	出欠	代理
被保険者代表	鈴木 啓二郎	公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会	副会長	H29.10.13 ~ H31.3.31		
	萩野 總子	千葉市若葉区民生委員 児童委員協議会	副会長	"		
	高石 静江	公益財団法人 千葉県老人クラブ連合会	評議員	"		
保険医等代表	佐藤 孝彦	公益社団法人 千葉県医師会	理事	"		
	高原 正明	一般社団法人 千葉県歯科医師会	副会長	"		
	飯嶋 久志	一般社団法人 千葉県薬剤師会	薬事情報 センター長	"		
医療保険者代表	高木 資郎	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会	副部会長	"		
	三浦 弘美	全国健康保険協会 千葉支部	企画総務 部長	"	代	企画総務 グループ グループ長 鈴木 憲章
	吉野 光好	公立学校共済組合 千葉支部	事務局長	"	欠	
連合長が必要と認める者	野尻 雅美	千葉大学看護学部	名誉教授	"		
	石丸 美奈	千葉大学大学院 看護学研究科	准教授	"		
	澤田 いつ子	公益社団法人 千葉県看護協会	専務理事	"		